

鳥取県行修業講習会

行
修業講習会
毎週火曜日
発行日
金曜日
当該の日
は、
休日
が、
日曜日
も、
當たる

III 次

◇ 消防設備等の工事又は整備に関する講習（消防防災課）

公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成6年8月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施区分

対象となる消防設備士の種類及び区分

区分	第一種	第二種
	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区分	月 日	時 間	講 習 科 目
第一種	平成6年 10月24日(月)	13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第二種	平成6年 10月27日(木)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
第三種	平成6年 10月28日(金)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第四種	平成6年 10月25日(火)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	平成6年 10月27日(木)	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	平成6年 10月28日(金)	13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

平成6年8月22日 曜日 月 日

第五種	平成6年	9時30分から 12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	10月27日(木)	13時から17時 まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

- 3 講習の場所 倉吉市山根529-2 烏取県立倉吉体育文化会館
- 4 受講申請書の受付期間 平成6年8月22日から同年9月20日まで（郵送の場合は、平成6年9月20日の消印があるものに限り受け付けける。）
- 5 受講申請書の提出先 郵便番号 680 烏取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会
- 6 受講申請書の添付書類等 受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面、上半身像の写真を所定欄により付けること。
- 7 受講手数料及び納付方法 なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防防災課及び各消防局（本部）に備付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。
- 8 その他 受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県
收入証紙を受講申請書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合消印しない
こと。
- (1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。
(2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-7063）に問い合わせること。

-5165) 又は鳥取県生活環境部消防防災課（電話0857-26-7063）に問い合わせること。